

7 各監委第 15 号

令和 7 年 8 月 1 日

各務原市長 浅 野 健 司 様

各務原市監査委員 五 島 浩 利

同 榎 谷 清 美

同 小 島 博 彦

令和 7 年度に算定した各務原市水道事業会計の経営の健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度に算定した各務原市水道事業会計の経営の健全化について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和7年度に算定した各務原市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和7年度に算定した各務原市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年6月2日から令和7年7月25日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、各務原市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められる。なお、資金の不足額は、発生しておらず、健全経営に努められていると判断する。

記

(%)

	令和6年度算定	令和7年度算定	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0